○外国の無線局の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件(平成十五年総務省告示第三百四十四号) の一部を改

	4 施行規則第十五条の三第二号 [5] に掲げる規格 設備規則第四十九条の	六の九に規定する技術基準	六の五に規定する技術基準 ついっぱい おいま おいま (3) に掲げる規格 設備規則第四十九条の2 を 施行規則第十五条の三第二号 (3) に掲げる規格 設備規則第四十九条の	六の四に規定する技術基準		することができるものに限る。)であることとする。	ように運	適合することこつハて当该外国の法令こより確認されているもの(本邦内の信連合無線通信部門の勧告M.1457に定める技術基準に準拠した外国の法令に	の事実は、当該無線設備が当該各号に定める技術基準に相当する国際電気通	局の無線設備が当該各号に定める技術基準に相当する技術基準に適合すると	三条の五第一項の規定に基づき本邦内において運用しようとする外国の無線	二 次の各号に掲げる無線設備の規格に係る特定無線局の包括免許人が法第百	一 (略)	改正案	正する告示案 新旧対照表
うち送信バースト長が五ミリ秒のも五ミリ秒のもの 無線設備規則第四	5 電波法施行規則第十五条の三第二号 6 に掲げる規格のうち送信バース	四十九条の六の九に規定する技術基準 電波法施行規則第十五条の三第二号 8 に掲げる規格 無線設備規則第	四十九条の六の五に規定する技術基準 四十九条の六の五に規定する技術基準 3 電波法施行規則第十五条の三第二号 4) に掲げる規格 無線設備規則第 37	四十九条の六の四に規定する技術基準四十九条の六の四に規定する技術基準の「掲げる規格」無線設備規則第一の「関係」の「関係」の「関係」を表する。	四十九条の六の三に規定する技術基準 1 電波法施行規則第十五条の三第二号②に掲げる規格 無線設備規則第	運用することができるものに限る。)であることとする。	線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えない。		るとの事実は、当該無線設備が当該各号に定める技術基準に相当する国際電	無線局の無線設備が当該各号に定める技術基準に相当する技術基準に適合す	第百三条の五第一項の規定に基づき本邦内において運用しようとする外国の	二 次の各号に掲げる無線設備の規格に係る特定無線局の包括免許人が電波法	一 (略)	現	(傍線部は改正部分)